

第1回資格審査特別委員会会議録

- 1 開会日時 平成28年1月18日（月）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成28年1月18日（月）午前11時51分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
1 番 佐々木雄司君 4 番 保田 守君 5 番 丸山 明君
6 番 治徳 義明君 7 番 原田 素代君 13 番 岡崎 達義君
14 番 下山 哲司君
- 5 欠席委員
な し
- 6 事務局職員出席者
主 査 青木 智彦君 主 事 青井 久君
- 7 審査又は調査事件について
1) 北川勝義議員の資格決定について
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（丸山 明君） おはようございます。

ただいまからことし第1回目の資格審査特別委員会を開会いたします。

これから北川勝義議員の資格決定についての審査に入ります。

きょうは、お手元のレジュメに沿って進めてまいりたいと思います。

初めに、昨年の12月24日の資格審査では入り口で判断をするようなことを申したようになってしまい、議論が皆さんの考え方とは違う方向になりました。まことに申しわけございませんでした。

前回までの委員会で皆さんが指摘された主な問題点を、改めて振り返ってみました。ライスセンターの役割、ライスセンターと市役所との関係、北川議員のその中での位置と役割、指定された事業の請負率、指定管理料の使われ方と予算の使われ方、幾ら報酬をもらっているか、そして議会での問題発言、そういったことであります。

きょうは、こうした実態を把握するための調査を進める方向でこの会議を進めたいと思います。

お尋ねいたします。

きょうは、言いましたように、北川議員の果たした役割について、請負の解釈ではなく、実態の調査の方向で委員会をやりたいと思います。

その方向できょうは進めさせていただいてよろしいでしょうか。

○委員（原田素代君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（原田素代君） この委員会は、2つ課題がありまして、そのすみ分けっていうのか、そこをまず最初に言っていただいて、基本的には今の提案で結構なんですけど、一遍にやるという発想なのかどうかで、そこはちょっと説明お願いします。

○委員長（丸山 明君） レジュメに、お渡ししておりますけども、きょうはライスセンターの資料の提出もございまして、ライスセンターについての話を進めまして、そういったものの今後要求する資料までを進めていきまして、その後市とJAとワインについてということ。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、ここのレジュメに書いとりますが、ということで進めて、その後次の日程、その他というふうなことで進めてまいりたいと思ってるんですけど。ちょっと両方まぜてしまうと非常にややこしいもんですから。

○副議長（岡崎達義君） ちょっといいですか。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 委員長の言われることは政治倫理にかかわることであって、資格審査にかかわることじゃないと思うんですけど。だから、資格審査は、その議員が請負状態にあ

るかどうかっていうことを判断するのであって、議員個人の行動とか議員がどういうふうにならな会社で役割を持っていたとか、そういうことは請負という状態の中においてどういうふうにならなっているかっていうことを判断すべきであって、委員長が言われたのは、私、政治倫理にかかわること、この委員会とはちょっと別個の話じゃないかなと思ってるんですけど。

だから、先ほど言われたのは、それは審査する中でいろいろな北川議員の行動っていうのが出てくるんは、そりゃあいいと思うんですけど、それ自体を取り上げて審査するようにはなっていないと思うんです、この委員会は。ですから、私も少し請負ってということについて、それぞれの例えば農協に関して、それから指定管理されてるライスセンターについて、そういうものについて本当にライスセンターが請負に当たるのかどうか。それから、農協で非常任の理事になってることが、農協自体が市との請負関係にあるのかどうか、そういうことをもう一度きちっと一つ一つ検証した上で、北川議員がその中でどういう役割を果たしているのか。

前の委員会のときに言いましたように、農協と市が請負関係になれば、北川議員がそこでどんな役割を果たしてようがそれは関係ないことだし、ライスセンターも市との請負関係がなければ、そこで北川議員がどういう発言しようがどういう役割を果たしていようが、それはもう関係ないことですから、そこらあたりもきちっと踏まえた上で審査していかないと、横へ横へずれていくんじゃないかと思うんですけど。

以上です。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 私も岡崎副議長と同意見です。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私もおおむね同感なんですけど、先ほど冒頭に読み上げていただいたというか、説明、委員長のお考えをお話してくださった、例えば予算の使用方法、ライスセンターの、こういったようなものの実態の調査をしたいんだというそのお考えというのは、まさにこういったようなところを明らかにしていくことで、請負関係と同様の状態にあるのではないのかという認定に近づいていけるんかというような、その材料集めのところで実態集めをしていきたいと、こういうお考えを申されているわけですよ。

○委員長（丸山 明君） そうです。そういうことです。

○委員（佐々木雄司君） そういうことでいいんですよ。

○委員長（丸山 明君） そのとおりです。

○委員（佐々木雄司君） ありがとうございます。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 冒頭は丸山委員長がお断りをされたように、前回の委員会はまさにその入り口論を提案されて、ちょっと認識の統一ができなかったと思うんです。それで、改めてきょうは丸山委員長のほうはそういう提案をされて、流れとしてはその中で、岡崎委員が言うように、そこで基準である兼業禁止規定のところ、それらあぶり出された中でどこが当てはまるのか当てはまらないのかっていう議論をしていけばよくて、最初から法律論で、入り口で議論するというのは私たちの中ではそこまで認識がまだいってないわけで、どういふものがこの間の資料やら議論の中で出てきて、その結果そこが許容するのかしないのかっていう議論にはなるというふうに思っていて、そういう組み立てを提案されたと思うんですね。

○委員長（丸山 明君） そのとおりです。

○委員（原田素代君） だから、私はそういうふうにしていただいたほうが非常に議論としては進みやすいと。

○委員長（丸山 明君） いかがでしょうか、御意見ありましたら。

○委員（保田 守君） 丸山さんの言うとおりにやってみましょうや。それで、岡崎さんの今言われたような例外な部分というのが出て、こりゃ関係ねえ思うたら削除していきゃあええわけだから、そこへ該当しとる部分がないか一応順序追うてやってみましょうや。なければなくて、それで本筋へ戻ってやりゃあいいわけですから。

○委員長（丸山 明君） 認識はもう本当にさまざまなんですけども、1つ資料も前回出てますし、とりあえずその資料を当たらせていただくみたいな。

○副委員長（下山哲司君） はい。

○委員長（丸山 明君） 下山副委員長、はい、お願いします。

○副委員長（下山哲司君） 92の2の運用というのちょっと入れとるんで、見てください。この中に、真ん中ぐらいのところに……。

○委員長（丸山 明君） この分です、大きな写しがぺらっと。

○副委員長（下山哲司君） 実質的な支配力を及ぼし……。

○委員（佐々木雄司君） どこですか。

○副委員長（下山哲司君） 真ん中ぐらい、この辺、真ん中。実質的な支配力を及ぼし、議員が請け負っているのと何ら異ならないような場合もあり得るのであって、このような事態も同じく本条の規定の趣旨から極力避けなければならないところである。実際の運用において注目されねばならない点と考える。こういう運用の中で、条項がありますので、私が前にも言うたのは、25万4,000円において本人がそれ取得できる立場にあることが請負に当たるんじゃないかということを僕は前に申したので、その辺を理解を皆さんが持っていたかなければならない点ではないでしょうかというのを前に提示したんですが。

前にもこれは用意しとったと思うんですが、皆さん理解してくださったんじゃないかと思うて、前回も調査に入るというのは、これを理解してくださって入るんだっていうふうに思うと

ったんですが、多少勘違いされとる部分があるんじゃないかというふうに思うんで、この辺を確実に議事録の中に残して、運用の面で調査を、これに沿った調査をやっていただきたいというのが私の趣旨でございましたので、この辺を御理解を賜りたいと思いますが、よろしく願いします。

○副議長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 下山委員が言われたのちょっと誤解がある。この運用のしかしながらっていうことにおいて、以下です、議員が自分の配偶者や子弟の請負について実質的な支配力を及ぼすということですから、議員自体がその配偶者に対して命令したり、いろいろな大きな影響力を与える場合は実質的な請負とみなすという意味でここへは書かれてるわけ。ところが、その前段階として、この会社自体が、今の言ったらライスセンターと市です。市との請負関係があって、その上で北川議員が、例えばその中に支配人みたいなような状態、あるいは社長みたいな状態でライスセンターへ子弟を送り込む、あるいは妻を送り込むっていう形で、自分が実質的にそれに対して大きな影響力を与えてる場合は……。

○委員（佐々木雄司君） 本人と同様。

○副議長（岡崎達義君） 本人と同様になると。だから、あくまで請負っていうことが中心になってくる。この請負っていうのが、民法632条に規定されてる請負、それを地方自治法ではかなり拡大されたような状態の請負っていうことになっているわけですから、請負っていうのが本当に指定管理業者と当たるのかどうかっていうことをまず判断した上で、その中で北川議員がどういう役割を果たしているのかっていうのを判断していかなければならないわけで、第1段階で請負がなければ、もう北川議員がそこでどんな役割を果たしていようと、全く請負には当たらないという状態で判断していかないとだめだと私は思ってるんです。

○委員（佐々木雄司君） そのとおり。

はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私も岡崎委員の解釈といいますか、話に全く同感で、そのとおりだと思います。まずは請負か、関係があるのかどうなのか、ここのところの精査というところを一番最初にこの委員会は始めるべきだと思います。

先ほどから、副委員長のほうから出ておりますライスセンターの25万4,000円、これ提案なんですけど、まずは25万4,000円に関係する資料を再度提出、あるいは今提出されているものの中にあるのであれば、この資料ですよということを示していただいて、それについてこれが請負関係に当たるのかどうなのかというところの議論をこの場で始めていけば、一つ進むのかなと思ったりもするんですが。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） 何か議論が迷走しちゃうんですけど、岡崎さんのおっしゃることを、じゃあまず請負かどうかを調査するという、その調査が私はきょうここで緒についたと思ってるんですが、どうも岡崎さん、今委員長が提案された何項目かは、そもそも請負かどうかを議論してからすべきだという御意見なので、であれば岡崎委員のおっしゃるのは、じゃあ請負かどうかを確認するための調査は何をすればいいというふうに考えたらいいんですか。要するに、この4項目、5項目はそもそも違うという御意見のようですから、であればここでは何をすべきだというふうにお考えなのかをちょっと教えていただきたい。

○副議長（岡崎達義君） よろしい。

○委員長（丸山 明君） 今について、それじゃあ岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 私、前に買ったこの指定管理者制度ハンドブックっていうんがある。ここの中に、例えばこう書かれてるんです、法改正があった後なんです、兼業禁止規定、自治法92条の2及び142条の適用されていない、これは違う、その次です。すなわち、地方公共団体に対し、これまで請負をしていなければ、指定管理者の公募に参入しようとする団体に議員や市長が名前を連ねていても差し支えないというものである。しかし、法的には問題がなくとも、指定管理者の指名は議会承認であることから、例えば地方公共団体の議員や市長が応募している建物管理会社の役員になっている場合などは説明を求められ、誤解を招くおそれは大いにある。地方公共団体が条例指定において、議員や市長や役員をしている民間事業者は指定管理者になることができない旨の規定を独自に入れることも考えられる、こういうふうに規定されて、最初、前回丸山委員が出されたように、条例で請負業者は指定管理者団体として指定しないっていうことをここへ書かれてるわけ。

○委員長（丸山 明君） そうですね。

○副議長（岡崎達義君） ほんで、次に体育協会や出資法人において市長や教育長が会長を務めていることについては、兼業禁止規定に抵触しないので、問題視する必要はないが、民間事業者の参入規模が多い施設に出資法人等が民間事業者と同等、これ違うんか、に公募に参入をする場合には、道義的観点からも公募側の要人は役職を外れるほうが望ましいと考えられるというふうにして、兼業禁止規定には抵触しないというふうに書かれてるわけなんです。

ですから、この指定管理者制度ハンドブックっていうの読んでいただければ、兼業禁止規定については不適用というふうに一応定められているわけ。ですから、専門的な方が書かれたこのハンドブックに反するように、兼業禁止規定が適用されるんだということになれば、これに反論できるようなものを持ってきていただかないとだめなわけですよ。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと待ってください。

よろしいですか。

○委員長（丸山 明君） はい、じゃあ。

○副委員長（下山哲司君） この文言の中に議員がそれら配偶者、子弟、ここが配偶者でなくとも自分の支配下にある後援会会長とか、そういういろいろ自分の後援会に属している者であれば、配偶者、子弟同等に扱われて当然だと思うんです。全く関係ない方があればそうですけど、議員がそれら配偶者、子弟とこうなっとなんですが、ここが自分の後援会やあれだったらもう実質的な支配力を及ぼし、これに私は該当すると見とん。

ですから、ここが配偶者、子弟とかばっかりとは限らん、そういうふうに理解をして前にも説明したつもりなんです。それ私の意見なんです。皆さんがそれが理解がいただけたもんじゃというふうに理解しておったんですが。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、原田委員。

○委員（原田素代君） そうなんです。岡崎さんが法的根拠をもって判断するところから始めたほうが良いという御意見と、副委員長や丸山委員長がおっしゃるように、要するにそれらを見きわめるためのあぶり出しが、金額の問題も含めて出てきて、幾つかの項目にわたって、そこから来るところでどういう判断をするかっていうのがこの間いただいた12月8日に奥田弁護士と話したところで、最終の判断についてという弁護士の提案は、請負の意味について言葉の解釈が必要な場合、実態について考えたとき問題がある場合、あるいは良識に反する結論になってしまう場合を述べて、最終判断は127条で議員が議会で決することに異論はないと確認したということなので、実態についてその調査をし、その結果が良識に反する結論になるような場合は、そこで私たちが改めて法的根拠を総合的に考えて結論を出していいのだということなので。

何か私はその議論をもうちょっとあぶり出しを、委員長が提案されたようなものを進める中で、岡崎さんのおっしゃるような法的根拠としてやっぱりこれはこうじゃないかっていう議論に到達しないと、ここでの調査っていうのが、本来そういうために調査をしようというふうに立ち上がった以上、その入り口のところで結論を出すべきだっていう提案とこれがつながんないわけです。

私としては、正副委員長の提案でとにかく進めた上で、最終的にはちゃんと法的な根拠で結論を出せばいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 岡崎委員のお話しされている内容はもつともで、僕もそのとおりでと思います。ただ、指定管理というその意味というのが、非常に広義な意味で、指定管理というのはこういうものですよということで、概念はあるんですが、運用の部分とか実態の部分で広義な意味がある状態で、例えば今回のライスセンターなどというような話になった場合、これ国の農政の方針で、地方自治体が国の農政をしっかりと実現するために、地方自治体が基礎

自治体として地域を守るための農政として設置しているというような流れがあった場合、実際に農水省のほうにも私確認しているんですが、実際にじゃあそれが市の事業なのか、それとも地域に移譲されているからといって、地域の事業なのかというところはもうちょっと詳しく掘り下げて確認をしてみないと、どっちに実施主体があるのかというところはわかりませんよねというようなことを、それぞれ地域によって違うんですよというような言い方されています。

ですので、もし農水省さんがおっしゃられているように、国のほうの農政、国のほうの米の自給率は幾らにしましょうと、それに対してお米の米価はこのぐらいに設定しましょうという話の中で、減反制度とかというような話も出てくるわけです。そういった中で、赤磐の地域でどのぐらいの米の生産量を設けて、というようなものの計画に一致したような形で赤磐市がライスセンターというものを設置しているのであれば、これは請負関係というようなものも見えてくるのかなというような、そういうようなものもあるわけです。

ですから、そういうところを細かく、資料取り寄せたり議論をしたり、ほかの先進的な事例であるとか、ほかのところの先進的な取り組みであるとかというようなところを照らし合わせながら、原田さんのおっしゃられるように、127条に基づいて我々が判断をつけていくというのが、この委員会がやるべきことなんだろうなと思ってるんです。

ですから、今現在表題が指定管理というようなものですから、請負ではないんだということで、ばちいんと竹を割って判断するっていうのは、内容を見てませんよねと。内容を見て判断するほうがいいのではないのかなというふうに私思ってます、そこを調べるために始まった委員会ですから、もうちょっとそのところに、こういう議論ではなくて、入り口のところのどうするこうするとかではなくて、実務的な話に入って、何の資料が必要ですかねと、それを見ていくためにはというような議論にスイッチしていったほうが建設的ですし、時間の使用の仕方としてもいいのではないかなと、こんなふうに思ったりしているんですが、皆さんどうなんでしょうか。

○委員長（丸山 明君） 僕からもちょっと申し添えたいんですけど、当初10月19日に、岡崎委員が始まったときにどういうことで進めていくかっていったときに、ライスセンターは赤磐市とどういう形でかかわっているのか、そこは調べたいと。それから、その事実関係はあくまでも調べると。それから、北川議員がその中でどういう位置を占めてるかということについても年次を追って、事実として書類で調べたらいいよというふうなことは御了解をいただけたんです。

ですから、ここはひとつ入り口でびしゃっと、今言われたように、竹を割ったように判断してしまって、あとそこから先の正確な資料等は全く見ないのかという話になりますんで、そのあたりは御了解いただけたらというふうに思っとるんですが。

○副議長（岡崎達義君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 先ほど佐々木委員が言われたように、ライスセンターが実際に市とどういう関係にあるのか、ほんで今までどういう関係にあったのか、実質的に請負関係にあるんだったら、その中で北川議員がいろいろどういう役割を果たしていたのかっていうこと問題になってきますから、実質的にどういう市とのかかわりがあるか、一般論として指定管理っていうのがどういう状態で判断されるべきなのか、資格審査と判断されるべきなのか。それで、請負の状態と指定管理っていうのはどういうふうに一般論として判断されるのか、そこらあたりをもう一度きちっと検証した上で、その中で指定管理運営団体の今のライスセンターの中の北川議員の役割っていうものをきちっと判断すべきだと思って。

やはり段階を追ってやっていかないと、北川議員が中で大きな声をしてるかとか、それからライスセンターの中で自分の権利を主張しながらいろいろ牛耳っているとか、そういう話は末節な話であって、ともかくライスセンターと市の関係がどうなのか。

○委員長（丸山 明君） 本質的にそうですね。

○副議長（岡崎達義君） その中で北川議員がどういう役割を実質的に担っているのか、そこがまず第一だと思うんで。

○委員長（丸山 明君） 客観的に。

○副議長（岡崎達義君） だから、そこを委員長にぜひ調査できるような状態にさせていただきたいと。

それから、先ほど出しました指定管理者制度、これは一般論として述べられてるわけですから、これでは指定管理者っていうのは、その中でどんな形にしろと市との請負関係にはないっていうことも述べられてるんですから、これに反論できるようなものも資料も出していただければ、それは県のほうに問い合わせるなど、国のほうに問い合わせるなど、いろいろな形でできると思いますので。

○委員長（丸山 明君） そのあたりが皆さんとまさに御相談したいところ。

はい、副委員長。

○副委員長（下山哲司君） よろしい、よろしい。岡崎委員、よろしい。

○副議長（岡崎達義君） どうぞ。

○副委員長（下山哲司君） きょう、ここへちょっとじゃから1枚だけその部分をコピーしとんですが、それをさっき言うたように、見ていただけました。この中では、運用の部分なんですけど、請負には含まれないと解される、これは表向きの、岡崎委員が言われる、あれに匹敵するんですよ。

○副議長（岡崎達義君） 何行目。

○副委員長（下山哲司君） 2行目です。請負には含まれない、2行目の真ん中、解される、これが岡崎委員がさっきハンドブックを読まれた部分に値する。

しかし……。

○副議長（岡崎達義君） 下請負かな。

○副委員長（下山哲司君） ほかのあれからまだ引っ張り出せば、非採算性のもとと採算性のもととの違いのこともあるし、やっぱそういう部分をきちっと調査をすることが必要なんで。へえで、採算性と非採算性、非採算性だったら請負当たっても利益にはならないんじゃないから、請負には含まれない、もう100%そっちにいくんだと思いますけど、採算性の部分の請負は、指定管理は請負に当たるといふうに、というのが、実質はその議員が請け負っているのと何ら異なるような場合もあり得るので、こういう運用もありますので、そういう中から25万4,000円について調査をきちっとしたほうがいいんじゃないですかというのが私の考え方。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私のほうから提案なんですけど、ここで資料もなく、ライスセンターというようなものが赤磐市にとってどういった役割を今して、どういう性質のもので、どういう経緯をたどって今に至っているのか、これは赤磐市役所の担当課長、担当部長が一番よく御存じのところですから、一度担当課長に、これ暫時休憩、一時休憩していただいて、その中でレクを、ちょっとどういう状態なのかしっかりとレクチャーしていただいて、我々がライスセンターというようなものがどういうものなのかということをしかりと認識した上で議論しなかったら、25万4,000円がけしかるとかけしからんとかという話も発生しないと思うんです。その分母となってくる比べるものが、基準が全くない状態で今我々話をしているような状態ですから、その基準を持つためにもやっぱりレクをしていただいて、みんながそうだねって、ライスセンターというのはこうだねということの中から25万4,000円というものが何であるのかとか、こういう議論をしていかなかったらいけないんだと思います。

だから、僕は一つ提案なんですけど、担当課長なり担当部長なり来ていただいて、一度このメンバーにライスセンターというものがどういうものなのか、1回レクチャーしていただくところから始めたらどうかなと思ったりもするんですが、知らない人たちが、わからない人たちが資料見てああだこうだっつってもわからないです、それは。僕はそう思います。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

今までにいろいろな資料もお渡しを既にして、条例とか、こういうライスセンターに関係するものってのはたくさんのが実は出てまして、おっしゃる意味もわかるんですけども、ある程度の予備知識は、例えば私どものライスセンターに関して言えば、この赤磐市の指定管理の指定手続に関する条例というのがございます。これ読んでいただいていますか、さまざまなものがあるんですよ。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） もちろん目を通した上で申し上げてるんですが、この資料ベースでいくんだったら請負関係には当たりません、僕はそう思ってます。

そうではなくて、この資料ではなくて、この資料を説明いただくことで実態の把握をするのではないんですかということをお願いしているんです。

○委員長（丸山 明君） そういう御意見に対してはどんなですか。

○副議長（岡崎達義君） そりゃあそのとおりだと思います。

○委員長（丸山 明君） 一度担当者の方のレクチャー。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 佐々木委員さん言われるとおりになんだろうと思います。

それで、先ほど暫時休憩してすぐ呼んでほしいみたいなお話なんですけど、準備もあるんでしょうし、きちんと、きっちりと答弁していただかなきゃいけないので、きょうということかどうかというのはちょっと疑問はありますけど。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） 前にこの資料を皆さん、お渡ししと思うんですが、執行部へ資料請求についてということで、最初に皆さんの御意見をまとめたものを、これです、上のほうにちょっと載つとる、岡崎委員、これ。

それで、このときに9項目だったんですが、そのうちの5項目は今現在いただいております。その上の4項目については、昨年度の27年12月をもって発生する書類が多々あるので、年を越して再度請求をしていただくというふうに委員会ではなっと思ったと思うんです。ですから、この資料をいただいてから説明を聞くのなら聞くべきだと思うんで、資料をまず請求して、委員会として請求して、それから今の佐々木委員も言われ、治徳委員も言われたように、そういうふうにするべきじゃないのかなというふうに思うんで、その辺のちょっと皆さんの御意見を。

○委員長（丸山 明君） さっき4項目って言われたけど、実際には出てないのは3項目、4番目の別紙管理運営規程っていうのは今回出てます、お手元にありますから。済みません、それだけちょっと訂正しときます。

今回の資料の中の第1にそれが入ってると思います。管理運営規程です。これは……。

○副委員長（下山哲司君） きょう。

○委員長（丸山 明君） 入ってます、資料の中に。

○副委員長（下山哲司君） きょうの。

○委員長（丸山 明君） きょういただてるお手元の資料の中に。

○副委員長（下山哲司君） 今までにじゃろ、もろうとるんじゃろ。

○委員長（丸山 明君） だから、その4番目に書いてある管理運営規程というのは入っておりますということを申し上げた。まだ来てないって言われたけど、これは来てるんです。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） それは来てるんです。だから、その後に変更になった部分があるんで、これはそう言うたんで、北川議員が12月の議会のときに弁明をされとります。弁明をされて、その後に運営管理規程変動しとるわけですから、変動した今現在のものをもらわにやえんので。

○委員長（丸山 明君） ちょっとここで、暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時53分 再開

○委員長（丸山 明君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

この請負の議論についてはちょっと置いといて、きょうは事務的な前回出された資料についての内容確認だけを行いたいと思います。これについては、実態に詳しい下山副委員長のほうから進めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○副委員長（下山哲司君） それでは、補足でやらさせていただきます。

今までの流れの中から、請負に当たるか当たらないかを調査する資料をいただくということで、今までやらせていただいとると思うんです。その中で、前に出した項目のあれでいけば、5項目が出て、4項目が出てないという、先ほど僕もちょっと話したんですが、きょうの今ここに用意した資料には3項目しか載ってません。載ってませんが、吉井ライスセンターの規約にある別紙、一部分については12月の時点で変わっとなか9月以降の時点で変わっとなかその辺がわからないんで、その部分については北川議員の会計という立場上の項目が、9月の一般質問で私がしゃべったとき以後に名前を消しとるといことはお聞きしとります。実質的には変わってません。

ですから、そういうふうに書類をきちっとこの委員会で請求をして、提出をお願いするといふふうな形で、委員長、お願いしたいと思います。

○委員長（丸山 明君） ちょっと1点ずつ上から見てください。お持ちですよ、皆さん。

12月24日に初めて提出されました。皆さんにこれお配りしてるんですけど、金谷議長から請求をして、12月17日付でこういう資料が出てきてた……。

○委員（原田素代君） これですよ。

○委員長（丸山 明君） そうです。それお持ちいただいとるですよ、7点ありますので、それだけ確認させてください。

よろしいですか、表紙がこういう金谷文則殿というふうにかかれて、提出書類が1から7まで出ております。最初が赤磐市吉井ライスセンター管理運営規程。

○副委員長（下山哲司君） ここを見てもらい、ここへ7項目と書いてあるから。

○委員長（丸山 明君） 表紙にあります。

○副委員長（下山哲司君） 表紙に。

○委員長（丸山 明君） ホッチキスで全部とじてあったと思うんですけど。

○副委員長（下山哲司君） とじてあるんよ。その表紙の部分に提出書類というので7項目。

○委員（原田素代君） ありました。

○委員長（丸山 明君） これが赤磐市吉井ライスセンターの管理運営規程というものです。これも目は通していただいたと思います。

次に、2番目の資料が基本協定書、ちょっと確認だけします。基本協定書というのがついてきております。4枚目です。これが、ちょっと見ていただいておきたいのは、最後の6ページ目の日付のところなのですが、27年4月1日に友實市長との間でこの基本協定書というのが交わされております。

それから、その次が業務仕様書です。これも非常に厳重に、ライスセンターの場合はこういうものが交わされてるんですが、指定管理者業務仕様書というものが、これもやはり27年4月のものがついております。

それから、その次の資料が吉井ライスセンターの利用について、利用案内です。吉井ライスセンターの利用について、これは申込先、提出先が吉井支所産業建設課になってるというふうなことの御指摘があったと思います。

それから、規約なんですけども、規約については皆さんもう既に2種類お持ちなんですけど、今回2種類出てきてんですが、平成24年の規約、24年9月13日付の規約です。

それと、もう一点が同じ平成18年の規約です。これちょっと違いだけチェックしますので、見てください。平成18年と24年がどこが違ってきているかということなんですけど、今違いだけ申し上げます。第3条のところですが、規約の平成18年の古いほうの第3条を見ていただきますと、これはこの委員会は赤磐市吉井ライスセンターの効率的かつ云々というふうに書かれてる分の24年の部分に書き加えがございまして、違ってる部分だけをちょっと言います。

24年の分で申し上げますと、第3条、赤磐市吉井共同乾燥調製施設条例及び赤磐市吉井共同乾燥調製施設施行規則に基づき、後ろのほうに行きまして、赤磐市公の施設協定書及び仕様書により業務を行う、今僕が言ったところが18年にはないところが、こういうものが加わっております。

それから、その下に行きまして、第2章、委員会の組織というところで、なぜかここにまた第3条と入ってきてまして、この組織、この委員会は中村及び東雲谷地区住民で組織するというふうになってるんです。

委員14名以内という、以内というところも新しくなぜか加わっております。文言が加わっております。

それから、副委員長さんのところが、2名が1名に24年では変わっている。

それから、右側のページに行きまして、経費の支弁方法の第8条のところにつけ加えられてる部分だけ申し上げます。経費の支弁方法です、第8条は。以下の業務に対し委員、事務局員に報酬を支払う。なお、報酬は年額とする。業務で、その業務の内容が5つ黒ぼちがついてまして、業務開始に関する委員会の運営にかかわる業務、業務開始にかかわる事務及び作業、利用申込書の配布、回収集計にかかわる業務、業務終了後の片づけにかかわる業務及び作業、それから決算に関する委員会の運営にかかわる業務、これは18年には全くなかった項目なんです。それが突然ここへ入ってきたと。

○委員（佐々木雄司君） ちょっと委員長、済みません。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 済みません、今お話しになられてるん、どういう目的でお話しいただいてるんですか、もう一回ちょっと教えてください。

○委員長（丸山 明君） きょうは資料の確認です、さっきも言いましたけど。提出を要求していた資料の確認だけ。

○委員（佐々木雄司君） 先ほどのその議論に戻るんですが、要するに幾ら資料を見て確認をしても、請負関係にあるのかなのかというところの実質的ところがわからなかったら、資料を幾ら見ても、何のためにこの資料を見るんですかと、確認するんですかと、こういう話になる、そここのところの説明はどんなぐあいに折り合いをつけていただくんでしょうか。

結局、資料見ましたよと、資料見ましたねと、上から下まで、ほおほお、なるほどって、熟知するぐらい頭に入りましたと。ふたをあけて、じゃあ次の瞬間にこれはもう指定管理であって、請負関係にはありませんといったら、その労力はどこに行くんですか。

○委員長（丸山 明君） だから……。

○副委員長（下山哲司君） はい、委員長、よろしい、補足。

○委員長（丸山 明君） いや、だからその議論は僕がお断りの意味で、入り口で判断するような話を前回もしてしまったんで、今回は入り口、要するに判断をしたり解釈をしたりということはきょうの委員会はいたしません。そういう方向で、ひとつ資料の点検だけをさせていただきますというふうに申し上げたんです。

はい。

○委員（佐々木雄司君） 資料の点検は、それぞれ委員さんですから、それぞれ見ていただいて熟知していただいたらいいんじゃないかなと思うんですけども、それをもってこの委員会に備えるということであれば、判断するとか判断しないとかなという早計的な話をしていなくて、判断できる入り口、調査に入りましょうよということをお申し上げたいんです。その調査というのが、この資料全く関係ないじゃないですか、読み合わせても。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと補足させていただきます、いいですか。

○委員長（丸山 明君） はい、お願いします。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと補足させて。今まで出した資料が皆さんのお手元にそろうとるかそろってないかの確認を委員長がせられたんだと思うんで。

それで、きょうの一番大事な項目は、次に前の残つとる部分の資料提供するというところで、年度が来ないと請求できませんという部分があった部分を、ここで年度が超えたので請求をしましょうという確認なんで。今までの項目的にお願いしとった、皆さんと協議した部分の中で何々がそろってないかということで、再確認をきょうお願いするという、委員長の話はそういうことだと思うので。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○副委員長（下山哲司君） はい。

○委員（佐々木雄司君） あれば、そろっていないものを御指摘いただいて、そろっていない理由を述べていただいて、それを取得しよう、以上終了でいいんじゃないんですか。

○副委員長（下山哲司君） はい、そうです。

○委員（佐々木雄司君） 中を別に読み合わせて、突き合わせて、こうですかああですよというような話ではないように思うんですけども。

○委員長（丸山 明君） わかりました。もし気づいた点があったら、じゃあほかに言ってください。このお渡しした資料は、それぞれ実態を調査しようということでお渡ししたわけですから、その中で疑問な点があれば言ってください。

もうなければ、それで皆さんの次の未提出のほうに移りたいと思います。

○副委員長（下山哲司君） ちょっと補足させて。委員長が今言うたのは、恐らく前に請求して、今いただいとんですが、このいただいとる資料は結構かなり古いんです。北川議員が関与してからの部分の分は出てきてないん。名簿にしても、まだ25年3月31日までなん。3月、4月以降の名簿をくださいということになつとると思うんで。

○委員長（丸山 明君） 下山委員の資料にあるんよ、25年は。

○委員（原田素代君） もう出てるよ。

○委員長（丸山 明君） 出てるん、それは。

○副委員長（下山哲司君） 25年じゃろ。

○委員長（丸山 明君） だから、そういうのを比較し、そう、25年が出とるじゃないですか。

○委員（原田素代君） だからきょう、丸山委員長が読み上げたんです。

○委員長（丸山 明君） これが25年、だから……。

○副委員長（下山哲司君） じゃから、その後に僕が言うたが、9月の以降にまた変わつとるから、わかる、9月以降に変わつとるが。

○委員長（丸山 明君） いやいや。

○副委員長（下山哲司君） 本人が言うたんじゃから、変わつとるって、議場で。じゃから、その資料をもらわにゃあこれがそろったことにならんが。じゃから、そういう落ちた部分をきちっと今回請求しましょう。

○委員長（丸山 明君） いや、見てもらってんのかどうかということが言いたかっただけなんで。

○副委員長（下山哲司君） いや、さっきも言うたが、僕は9月、9月か12月の時点で変わつとるから、変わつとるからそういう部分の確認をお願いしますというて。

○委員長（丸山 明君） もし足らなければ言ってください。

○副委員長（下山哲司君） そうそう、足りないです。

○委員長（丸山 明君） あと、請求しますから。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、どうぞ、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） よく内容わかりました。ということで、次に進めていただきたいんですが、私のほうから資料を追加でお願いしたいと思います。

まず、今示していただいております、ホッチキスでとめていただいて、まとめた資料です。この中の赤磐市表題、赤磐市吉井ライスセンター管理運営規程、この中の第2条に出てまいります農林業同和対策事業、これについてこの事業がどういったものなのか、わかるその事業の説明文、これを行政のほうで持っているはずですから、事業の説明が、内容がわかるような説明のもの、この書類を取り寄せてください。

○委員長（丸山 明君） ちょっと今もう一遍確認させて。今言われたのは……。

○委員（佐々木雄司君） 表題が赤磐市吉井ライスセンター管理運営規程。

○委員長（丸山 明君） この中の。

○委員（佐々木雄司君） この2条。

○委員長（丸山 明君） 2条ね。

○委員（佐々木雄司君） 農林業同和対策事業、この内容がわかるものの資料を請求してください。

続いて、指定管理業務仕様書、これ赤磐市の書類です。

○委員長（丸山 明君） 指定管理業務の仕様書。

○委員（佐々木雄司君） よろしいでしょうか。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 平成27年4月のものです。この中の、ごめんなさい、第5条。

○委員長（丸山 明君） 第5条。

○委員（佐々木雄司君） ごめんなさい、第5っていうんですか。

○委員長（丸山 明君） 仕様書の5番目ですね。

- 委員（佐々木雄司君） 1ページの5ですね。
- 委員長（丸山 明君） 5ですね。
- 委員（佐々木雄司君） 法令などの遵守。
- 副委員長（下山哲司君） 一番下、一番下。
- 委員長（丸山 明君） これか、この5か。
- 委員（佐々木雄司君） 法令などの遵守、この中に次に掲げる法令などに基づかなければならないと書かれておまして、1から7まで括弧書きであります。この2と3、赤磐市吉井共同乾燥調製施設条例、(3)赤磐市吉井共同乾燥調製施設条例施行規則、この2つのものをいただいでください。私のほうからは……。
- 委員長（丸山 明君） これあろう。あれ、なかったかなあ。たしか前、これがライスセンター条例のことなんよ。それは、前僕つけたと思うけどな。
- 委員（佐々木雄司君） これをいただいでください。
- 委員長（丸山 明君） 確認するわ。
- いいですか。
- 委員（佐々木雄司君） 私のほうからは以上です。
- 副委員長（下山哲司君） 委員長。
- 委員長（丸山 明君） はい、どうぞ。
- 副委員長（下山哲司君） きょう、3項目、ここいただいたんですが、案を。
- 委員長（丸山 明君） 未提出のものね。
- 副委員長（下山哲司君） はい、今も言うたように、名簿、最終名簿がないと思うんで、最終運営委員名簿。
- 委員長（丸山 明君） 最終名簿、最後のもの。
- 副委員長（下山哲司君） はい。
- 委員長（丸山 明君） ということは、今下山副委員長が手元に出してもらった分があれば最後じゃないわけ、北川議員があの後やめたということ。
- 副委員長（下山哲司君） そうそうそうそう、要するに……。
- 委員長（丸山 明君） やめた後のこと。
- 副委員長（下山哲司君） 1人やめたら、1人どうなったのか。
- 委員長（丸山 明君） それを、わかりました。
- 委員（原田素代君） やめたんじゃないなくて、役員をおりたんじゃ……。
- 副委員長（下山哲司君） だから、1人抜けたらかわりが誰か入らにゃいけんが。
- 委員（原田素代君） 役員をやめた……。
- 副委員長（下山哲司君） そうよ。
- 委員（原田素代君） この運営委員会、抜けたって言ったの。

- 委員長（丸山 明君） 運営委員会から。
- 委員（原田素代君） 役員を……。
- 副委員長（下山哲司君） 会計を抜けただけ。
- 委員（原田素代君） でしょ、だから名簿としては残るんじゃないや……。
- 副委員長（下山哲司君） そうよ、残るよ。
- 委員（佐々木雄司君） ちゃんと発言を整理してやりましょう、もうあれになりますから。
- 委員長（丸山 明君） 最後の名簿、わかりました。
- ほかにその資料について必要なものがございませうでしょうか。
- 委員（佐々木雄司君） ごめんなさい、追加で。
- 委員長（丸山 明君） はい。
- 委員（佐々木雄司君） あともう一個追加で、国のほうからこのセンターをつくる際に予算の決定が下ってると思うんです。その分の決算書でもいいですし、要するに記載、起案という、この施設をつくるときに……。
- 委員長（丸山 明君） 同和対策のときの話。
- 委員（佐々木雄司君） いや、ライスセンターそのものは、建物をつくるときに起案が起きてるはずなんですよ。
- 委員長（丸山 明君） それは相当古い話じゃけど、そうじゃな。
- 委員（佐々木雄司君） まあまあまあまあ、その起案のものと、あとその予算が決定したときの予算決定書じゃないんですが、予算が決定したものがわかるもの、国のほうの。交付のほう、決定したものがわかるもの、これが欲しいです。
- 委員長（丸山 明君） ライスセンターをつくったときの。
- 委員（佐々木雄司君） そうです。
- 委員長（丸山 明君） 費用、そのときの予算、費用、建設費。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（丸山 明君） はい。
- 委員（原田素代君） 先ほど佐々木委員が求めた資料の中の吉井共同乾燥調製施設条例っていうのを、求められてました、出てますね。
- 委員長（丸山 明君） 出てます。
- 委員（原田素代君） うん。
- 委員（佐々木雄司君） どこに。
- 委員長（丸山 明君） だから、手元にあるはずよ。
- 委員（佐々木雄司君） 第何回。
- 委員（原田素代君） 普通地方公共団体、92条が載って、条文が載ってる中の束に。
- 委員長（丸山 明君） 第1回に出したと思うんじゃない、第1回、10月19日に出してます。

- 委員（治徳義明君） 第1回は9月……。
- 副委員長（下山哲司君） それは委員を決めただけ。
- 委員長（丸山 明君） 第2回です、回数は。2回です。10月19日にあるはずです。
- 委員（佐々木雄司君） ありました、ありました。
- 委員長（丸山 明君） それに載ってると思います。これライスセンター条例。
- 委員（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） ということになれば、赤磐市吉井共同乾燥調製施設条例のもとになる関係する法律があるはずなんです。これは、原課のほうに、担当の課のほうに確認をさせていただいて、この条例は何の法律に基づいて設置されているものなのか、関係する法案名だけでもいいので、教えてもらってください。
- 委員長（丸山 明君） これのもとになる法律ってのは、地方自治法の244条です。244条の第1項、最初の分が地方自治体の公的施設に関する条例で、法律ですから、それに基づいてそりゃあ設置されてるわけです。
- 委員（佐々木雄司君） はい。
- 委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。
- 委員（佐々木雄司君） 今委員長のほうが、教授いただいた内容が正しいのかというところもあわせて確認をしていただきたいんですが、私のあれですけども、肌感でいくと、設置第1条農家の云々どうのこうのと、向上を図り、生産流出体制確立するためというようなものが書かれている以上、これは多分農水関係にあるんだと思います。地方自治法ではないような気がするんで、そこをもう一回確認していただいてよろしいでしょうか。
- 委員長（丸山 明君） 僕が言ったのは、その指定管理施設についての244条なんで、ライスセンターっていうことに関しては。
- 副委員長（下山哲司君） いいです、補足でいいです。
- 委員長（丸山 明君） 農業関係であるんですか。
- 副委員長（下山哲司君） ここ、第2条が、今佐々木君が言われた項目に当たると思うんで、第2条。この施設は、農林業同和对策事業により取得した、ここに乾燥調製一時貯留施設及び運搬用機具とこういう。
- 委員（佐々木雄司君） そうです、だからそれを……。
- はい。
- 委員長（丸山 明君） はい、佐々木君。
- 委員（佐々木雄司君） ですから、それを確認いただきたいということなんです。ですから、これは農政関係の関係する法律に基づいてこういうのが設置されている可能性が高いので、そのもととなる法律が知りたいということなんです。だから、そういったようなものも、

執行部の方にレクチャーに来ていただいて、レクチャーしていただいて、その中でそれぞれが共通の認識を持ってしていけば議論が早いのかなと思ったりもしていたんですが、そうではなくてもう資料のやりとりでやるんだということであれば、それをわかるような形で用意していただかざるを得ないので、そうしていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（丸山 明君） そのあたりちょっと執行部とも相談してみます。

○副委員長（下山哲司君） 今現在はない法律ですな。

○委員長（丸山 明君） ちょっとそこら辺もようわからんよね。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 現在なければいけないで、いつまであったのかというところもあわせて教授いただいたら助かります。

○委員長（丸山 明君） これがついとるということは、何かありそうな気もするな。

○副委員長（下山哲司君） 時限立法というのは、期限が来たらなくなる。

○委員長（丸山 明君） だから、そこら辺をちょっとそりゃあ聞きましょう。ちょっと調査します。

資料の請求についてはそのぐらいでよろしいでしょうか。

○副委員長（下山哲司君） 確認して。

○委員長（丸山 明君） 請求する資料の確認をします。

ちょっとばらばらになりますけども、佐々木委員のほうから言われた管理運営規程です、この中の農林業同和対策事業に関するそのこと書かれてる資料ということです。

それから、この事業のそもそものもとになる予算とか、建設時にさかのぼったような資料です、そういうものを求めるということでした。

それから、運営委員会の最後の名簿、一番最新の名簿という意味です。北川議員が抜けたのであれば、抜けた後の名簿ということです。

それから、またありましたか。いや、資料のほうに関してでしたら。

○副議長（岡崎達義君） いいですか。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副議長（岡崎達義君） 資料をそういうふうにして出していただいて、審査するのもいいんですけども、結局一議員の資格を問う審査ですから、どういうふうな形で資格を問うかっていう目的をきちっと見据えた上でやっぱり資料の審査とか、状況を確認していただきたいと思うんです。だらだらだらだらとその資料だけ見て、こうでもないああでもない、北川議員がこういうことしたああいうことしたっていうんじゃないかって、それが北川議員の議員という資格にどういうふうにかかわってくるのかっていうものを、結論をきちっと見据えた上でやっていただきたいとも思いますので、それだけ言っときます。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

○委員（佐々木雄司君） いいですか。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ということであれば、私が今求めた資料は何に関係してくるのかというところもお伝えしておかなければいけないのかなと思ったりもしたんですが、今申し上げましたのは、要するにライスセンターというようなものが請負に当たるのかどうなのか、このところは調べるためにはそもそももとになるというところから確認をしていかなければいけないのかなと思って、そのもとの部分になる部分の資料、まずちょっと皆さんで見てくださいというような、こういう内容です。

○委員長（丸山 明君） そういうことで、ちょっと問題が、資料の種類もかなりさかのぼったようなものになっていくと思うんですが、必要であれば委員会として求めてはいきたいと思うんです。

○副議長（岡崎達義君） よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副議長（岡崎達義君） 私が今言ったのは、言葉がちょっとだらだらとかという言葉使って申しわけなかったですけど、結局請負に当たるかどうか、北川議員が議員の資格審査されてるものの、そういう判断をどうするかっていうことをきちっと結論が出るように、早期に結論が出るようにしていただきたい。ただ書類を審査するだけで終わるんじゃなくって、方向性を出していただいた上で書類の審査をきちっとしていただきたいということを言ってるので、いつまでもいつまでも特別委員会を続けていくわけにもいきませんので、早急に結論を出していただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（丸山 明君） わかりました。申しわけありません。

あと、下山副委員長も資料の確認で、今回の未提出の資料についてまとめていただいたら、その3点を。

○副委員長（下山哲司君） 補足させていただきます。

今、きょう案で、どの年度、どの期間を請求するかってこういうことで、3項目あったんですが、それに運営委員の一番新しい名簿が落ちとると思うんで、これを1つ要求するという分を追加で。

それ以前に運営委員会の経費の支払いとかというのは前からありますので、それから24年度から27年度の収入とか運営にかかわるものがわかるものという。

それから、ライスセンターの年度ごとの事業報告書は、これはもう指定管理の条項の中にあるんで、必ず出てくると思うんで、その確認ということで。

それから、先ほど佐々木委員が言われた同和対策事業の今までの経過が知りたいと、こういうことでお話があったんですが、これはこのまんまでいいですか。

○委員（佐々木雄司君） いや、必要です。

○副委員長（下山哲司君） 必要ですね。

○委員（佐々木雄司君） はい、必要です。

○副委員長（下山哲司君） それでは、当時の事業起因の書類を、どういうことで起きて、どういう内容だったのかということ、項目に追加してください。

それによろしいでしょう、あとには、今まではもう大体のものは出していただいとんで、その中で落ちてる部分だけを今申し上げたんで、よろしいですか、これで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下山哲司君） それでは、請求する資料も今で終わります。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

じゃあ、今回の資料の請求については以上で終わらして、次にレジメに戻ります。

次に、赤磐市とJAとワインとについて、きょうの協議をしたいと思います。

これについては、いろいろ当初から92の2に当たるかどうか、請負に当たるかどうかということについて、JA、農協との関係、そしてワインについての関係というふうなことがありましたが、きょうはこれについて、そういったものを裏づける資料について御協議いただければというふうに思います。

○副議長（岡崎達義君） これはもう。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） これは、もうはっきり兼業に当たらないってことは出てるんじゃないですか。非常任の理事である以上は、もう全く兼業禁止規定に当たらないということになっとなりますので、一応。だから、これはもう関係ないと思います。JAとワインの関係がどうあろうと、JAの中で北川議員が非常任の理事として入ってる以上は、これは全く関係ないと思います。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 主たると、こういうふうな形になってますし、要は半分以上もしくは主要のという形であれば、もう全く当たらないんだらうと考えます。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） しかし、その92条の2というようなものの法益、側面を読み解いてみましたら、間接的受益の禁止、これを強くうたっている法律面でありまして、例えば議会の中で農協を擁護する、農協の利益になる、そういったようなものが今まで私が耳にただけでも、何回も議会の中での発言もあります。その農協の中でこういった非常任、非常勤の理事だ

としても、農協の中でこういった立場、役割を果たしていたのかというところが実態の部分であって、この実態の部分把握の中で、非常勤の理事で本当にその名目どおりあるのか。それとも、非常勤の理事とは言えない実態があるのかということになった場合、これは経営にかかわる、あるいはその経営にかかわる中で報酬をいただくという間接的受益の禁止を禁じる92条の2、こういったようなところにも関係してくるようには思います。

あともう一点としては、この是里ワインというようなものは、間違いなく赤磐市の決算書のほうに出てくる利害関係者であります。そのもととなっているのは、株式の保有という形での利害関係で、全く有形無実化しているような関係図ではない。間違いなく関係はあるわけです。この関係というようなものが請負関係、逐条解説に書かれています請負関係の、例えば請負の意義についてということで逐条解説、340ページに書いていただいておりますが、民法所定の請負のみならずというところの部分です。全てを含むものを解するという部分に当てはまって、これが利害関係、すなわち請負と同等の意味をなすのかどうなのかというところが今後の調査課題と、調査名目に係ってくるんだらうと私自身は思っております。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

○副議長（岡崎達義君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） これは調べていただきたいんですけど、農協法の30条の5のただし書きの中に農協の非常勤の理事の話が出ております。理事としては兼職が禁止されてるわけです。ところが、理事として報酬をもらっていても、これ違反なんです、兼業は禁止されてるんです、理事という立場では。ところが、これが報酬を返還すれば議員としての身分はなくなっていくというようなことを書かれていますので、ですから非常勤の理事の場合はもう全くそれは関係ないということになってますので、ぜひ農協法30条の5、これのただし書きのところを私まだ調べてないんで、ちょっと調べていただければなと思います。

○委員長（丸山 明君） 30条の5のただし書きですね。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 農協法の30条の5、私が解するのに農協というようなものというのは国の政策、農法、農地であるとかいろいろな補助金であるとか、密接に行政のほうとかかわる、あるいは法律の中にいろいろとこ織り込まれているというところの整合性をとるために、30条の5で議員の兼業の禁止が書かれているんだらうと解してます。

その92条の2という、今回この資格審査でこの話が出ているのは一体何であるのかといいましたら、農協法に抵触しているとかしていないとかではなくて、農協の理事になっているとかないという話ではなくて、是里ワインの株主保有者として赤磐市と関係のある企業に当該地方公共団体の議員が入っているか入っていないかの関係図、ここを我々は調べているわ

けですから、農協の中に入っている入っていないというのはまた別の次元の話であろうというふうに私は感じてます。

○委員長（丸山 明君） 最初資料いただいた分です、その3者の関係図というような中でね。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） まさにそのとおりで、3者の関係図、これが存在していない。例えば、農協さんが赤磐市の是里ワインの株を保有しておらず、赤磐市と通常その法律の定める範囲でのつき合い程度なのであれば、非常勤の理事に入っていようが入ってまいが関係ありませんし、我々赤磐市議会がこれについてとやかく言うようなところではそもそもないと。そうではなくて、赤磐市が関係する、赤磐市がお金を出している第三セクター、地方自治体と同等のものに、そこに関係する企業、これが例えば農協であってもほかの企業さんであっても、そういうところに入っているか入っていないかというようなところということで、そここのところを調査するんだろうなと思ってますし。

先ほどのライスセンターと同様に、そもそもは請負関係が成立するのかしないのかというところがまた今回も鍵になるんだろうと思っています。ですから、この話というものも、この話といいますのも、まずは利害関係、株を保有するということが利害関係となって、それが請負関係と同質、同体、同位のものであると我々が判ずることができるのかというところの調査、それを導き出せるための疎明な資料、あるいは議会の中での発言、経緯、こういったところを調べていく中で明らかにしていけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（丸山 明君） 必要な構成要件みたいなもんが、これは厳密にそれこそ考えていかないと、まず請負に当たるには農協そのもの、あるいはライスセンターとの関係もそうですけども、請負率がどのぐらい赤磐市に対してあるのかというなこともありましようし、請負を認定するに当たって、農協の理事っていう立場を考えると、そういったことがまさに入り口で判断を求められてくるんだというふうに思います。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 委員長、まさに私も同感であります、その部分はぜひ調べていきたいと思えますし。ですから、農協のほうの非常勤の理事に入っていると、非常勤の理事であるのか常勤の理事であるのかというのはもうこの次の話であって、まずはこの請負関係に農協と赤磐市というような関係があるのかなのか、ここを調査すると。請負関係にあるということが我々の中で、これは請負関係と言えるねというようなところにまで話が及んだときに、じゃあその中で、農協の中でどういった役割を果たしてきたのかというようなところが、間接的利益の享受の禁止という部分に当てはまるのか当てはまらないのかというところを、今

度は我々が次の段階で確認をしていくというのが今後の流れだと思います。

○委員長（丸山 明君） まずは当たるか当たらないかというなことで、JAに関しては考えていきたいと思います。

これに関してはほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） きょうのところはよろしいですか。

それでは、次回のスケジュールなんですが、次回2月は2月15日、ほかになかなか日にちがなくって、やはり月曜日なんですけども、2月15日に予定しております。

あと、進め方については一応きょう資料を当たりまして、次回のときには事業報告書というなものが出てまいりますので、それを出てまいった時点で早急に皆さんのお手元に配りたいと思います、お渡ししたいと思います。それを見ていただいて、議会の中で問題提起があったようなことも見ていただければわかると思いますので、そういったことを検討してまいりたい。

それからもう一つは、きょうも前回に続いていろいろ議論になったんですが、私自身もきょうは判断をさておいて、とどめておいて、資料の点検をというふうに思ったんですけども、そういったところはいずれ避けて通れないところですので、どういう形が一つの皆さんの判断を仰ぎながら、進め方についてはやはり合意を得てやっていきたいというふうに思いますので、皆さんの合意の中で進めていきたいと思えますので、ちょっと方法を考えてみたいと思えます。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 先ほど佐々木委員のほうから御提案あった執行部の御説明というのは、次回はしないということですか。

○委員長（丸山 明君） ですから、一応執行部のほうにはそこら辺も相談してみたいと思ってるんですが、執行部からのライスセンターとの関係の説明っていうのを1回入れることも、これは必要なことかなっていうな感じもします。ですから、同時に両方というわけにもいかないとしますので、ちょっとそのあたり執行部と内容を詰めて判断をしたいと思うんですが、次回の2月15日の内容については、お知らせします。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（原田素代君） すごく思うんですけど、この間ちょっと入り口議論が見解が違ったり、きょうもまた資料のもう一度確認ということで、私のイメージの中ではまず最初にライスセンターだっていうことはわかった。ライスセンターやるに当たって、いろんな切り口があるわけじゃないですか、皆さんの思っているのは、その辺を進行表というか、欲しいんです。

要するに、何も今ないので、皆さんはきっとイメージしてるものを語り合っているだけで、

前に進まないわけです。じゃ、例えば進行上、今回ライスセンターならライスセンターで、今根拠があって資料を求められた。その求められた資料の根拠に準じて、この資料についてはこういうところを確認したい、このことについて議論したいっていうようなものがないと議論に入りようがないわけです。それぞれの温度差もあるし、特に下山さんみたいに詳しい方もいれば、法的な見地から自分の思いを語る方もいたり、だから最低次回の議論は出てきた資料を、きちんと必要性の根拠をもってその資料を順次検証していくような議論になるように、たたき台とかレジュメが欲しい。

皆さんの合意っていうのはわかる。当然なんですけど、合意するのは議論の結果の合意であって、やっぱ進行は正副委員長のほうできょうはこういう議論、こういう調査をさせていただくというふうにさせていただかないと、また同じようなものになってしまう。2度やってしまったので、次は進めたいっていうふうに思うんです。だから、その中に事情聴取っていうのがお二人の中で必要性に準じて入れていただければいいし、とにかく最低そういうものを出していただきたいと。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

○副委員長（下山哲司君） 委員長、よろしい。

○委員長（丸山 明君） はい。

○副委員長（下山哲司君） さっきも言うたんですが、この運用の部分にしか該当しないんです、この資格審査委員会が。ですから、その運用の部分に関係した書類を、この次にはそろそろじゃろうということですから、それをいただいた時点で皆さんにまたお諮りして判断するという、どういう方向にするかということになるんだと思うんです。今まだ出そろってない状態ですから、こういうふうにそれにほんなら押しつけるというわけにはいかないので、出てきた時点でということで、それまでは待つていただくという考え方でどんなでしょうか。

○委員（原田素代君） いや、下山副委員長のおっしゃることもわかるんですけど、調査が進められるような進行をしていただきたいなど。

だから、資料は山ほどあっても、委員長の言うように山ほどあっても、議論を進めるにはやっぱり一定、きょうはこのことについてこういうことを調査しますというのがなければ、そこから何を取り出すかっていう話になるんですから、そういうレジュメを準備していただいて、進められるようお願いしたいということです。

○委員長（丸山 明君） わかりました。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（丸山 明君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 今運用のお話が副委員長のほうからありまして、僕ももう一回ちょっと目を通しておりましたら、先ほどの私が是里ワインの件、農協さんの件でお話を申し上げたところがまさにこの2のところにかかれておりましたので、目を通していただきたいんです

が、実際には本条の規定する請負をしたか、あるいは主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役等の地位についていたか否かについて明瞭ではなく、関係者の間において見解が一致しない場合があり得ることも容易に想像されますよということが書かれています。その場合は、127条で議会のほうで判断してくださいよということなので、まさにこういうところが想定されているケースで、127条というものが設置されているのであれば、この議会のほうから任命を受けて設置された特別委員会としては、127条の議決に、議決の材料となる結論を導き出せるようにしっかりと調査をしなければいけないと、結果を出さなきゃいけないんじゃないかなというふうに改めて今運用のことをおっしゃられて、読み返してみましたら書かれておりました、読み上げましたらそんなふうに感じましたので、ちょっとつけ加えさせてもらいたい、このように思います。よろしくをお願いします。

○委員長（丸山 明君） ありがとうございます。

今回のことに関しては、ぜひ執行部のほうのライスセンターの担当者の出席を求めて、ライスセンターと赤磐市の関係というなことも、それから次回提出されるであろうその資料のことも説明をいただきたいというふうに思いますので。

ちょっと助言をいただきまして、職員を呼ぶ場合はこの委員会で議決をとる必要があるというふうに。

呼んで、私としては、今回提出される資料っていうものに対して皆さんのやっぱり疑問もあるでしょうし、そういったやりとりを、別にかた苦しい話じゃなくって、職員さんに説明を受けるといふような程度でお呼びできたらというふうに思うんですけど。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（丸山 明君） はい。

○委員（佐々木雄司君） 私が提案申し上げたのはそういう、この委員会としてお呼びをして、こここのところに来ていただいて、何かあれやこれやとお話を聞くというようなイメージではなくて、あくまでこの委員面々、一人一人がこの議論を進めていく中の一つの後学といいますか、その勉強の機会というようなものがワンクッションないと、進めていくことはできないんじゃないのですかということをお願いしたわけで。ですから、この委員会として呼ぶのではなくて、あくまで委員会のメンバーが集まるので来ていただいて、済いません、ちょっと時間とっていただいて教えてくださいというようなそういう姿勢なんだろうなというふうに思っておりますけども。ですから、その役割を委員長のほうがしていただいて、委員長のほうが済いません、7人でお話を、ライスセンターのことについては聞かせていただきたいんですが、いつか時間ありませんかということをお願いをしていただいて、あくまで委員会外の勉強の機会として、委員会を進めていくためのです。

ですから、もし議決をとっていただくのであれば、そういった時間外の場所、時間外の勉強の機会を設けようと思うんですけど、皆さんどうですかという、この程度の話なんだろうと思

ます。職員に来ていただくの、その議決をとるとかというようなことは私は想定してなかったです。

○委員長（丸山 明君） 僕も想定はしてない、議決までは思ってなかったんじゃけど、ちょっと休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時50分 再開

○委員長（丸山 明君） 再開します。

きょうもう閉めたいと思いますけども、その他について皆さん特になければこれで終わりたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（丸山 明君） それじゃあ、きょうの委員会はこれで終わります。

ありがとうございました。

午前11時51分 閉会